空港における地震・津波に対応する避難計画・早期復旧計画

検討委員会(第2回)

議事概要

日時 : 平成 27 年 12 月 9 日(水) 14:00~16:00

場所 : 中央合同庁舎第3号館7階 航空局A会議室

○ 高知空港の避難計画について

・ 高知県防災へりの嵩上げ地について、災害時のヘリパットの活用方法等を精査の うえで、特殊車両(レフューラー)避難場所の候補地として、今後検討をするべ きではないか。

(特殊車両の避難について)

- ・ 制限区域内の非浸水エリアの避難場所の位置や、走行経路などを定期的な図上訓練等により周知することが大切ではないか。
- ・ 制限区域内の非浸水エリアの避難場所について、航空機、特殊車両が同時に避難 した場合に何がどこに避難するか、事前に検討が必要ではないか。
- 運転手が特殊車両の避難場所から避難所へ全員戻るときの手段として、マイクロバス等の活用など、運転手の避難後の安全対策について検討が必要ではないか。
- ・ 制限区域内の非浸水エリアにレフューラー避難させた場合に、給油ができるよう 想定した検討が必要ではないか。

○ 高知空港の早期復旧計画について

- 大津波警報発令中、早期に被害情報を収集することが大切ではないか。 (例えば、ドローンの活用など)
- 回転翼機による救急・救命活動拠点として利用するエリアについて、利用可否を 確認する点検等をタイムラインに記載すべきではないか。
- ・ 回転翼機への給油のための、備蓄(例えば、ドラム缶)について検討が必要では ないか。
- 回転翼機活動時のグラスエリア等の有効的な利用方法については、高知空港において各種活動をどこまで行うのかを関係機関と調整の上、検討すべきではないか。

○ 計画の位置付けについて

- ひな型により策定する計画の総則に、人命優先であること、自然現象が対象であるため不測の事態もあり得ること(策定した計画は完全ではない)の趣旨を明記する必要があるのではないか。
- 訓練等による課題を踏まえ、定期的に更新することを明記する必要があるのでないか。